奈良県議会基本条例をここに公布する。

平成二十二年十二月十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第十三号

奈良県議会基本条例

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　議員の責務及び役割（第三条―第七条）
第三章　議会運営の原則等（第八条・第九条）
第四章　県民と議会との関係（第十条―第十二条）
第五章　知事等と議会との関係（第十三条―第十五条）
第六章　議会の機能の強化（第十六条―第十八条）
第七章　議会改革の推進（第十九条・第二十条）
第八章　議会事務局等（第二十一条・第二十二条）
第九章　補則（第二十三条・第二十四条）
附則

奈良県は、いにしえより「国のまほろば」と称され、飛鳥時代から奈良時代にかけて都が置かれ、律令国家としての形を整えた「日本のはじまり」の地である。

明治四年に大和一円を統括した奈良県は、明治九年に堺県に合併され、更に明治十四年には奈良県を含んだまま堺県が大阪府に合併されたが、大和選出の府会議員や有識者が中心となり、郷土の発展を願い、不屈の精神と熱烈な郷土愛に燃えて奈良県再設置運動を繰り広げ、明治二十年に再び奈良県を誕生させた歴史がある。

奈良県誕生に力を尽くした先人の郷土愛、更に幾多の先輩の諸活動を受け継ぎ、奈良県議会は、これまで、県勢の発展のために活動を行ってきた。

現在、地方分権推進のさなかにあり、地方自治体の自己決定権が拡大するなど、地方自治を取り巻く環境が大きく変化している。県民の代表機関である議会は、県民がより質の高い政策を選択できるよう、県民の意見を聴き、県政に反映させる機能を発揮するとともに、議決権を有する機関として、及び知事その他の執行機関を監視する機関として、その責務を自覚し、真摯にその役割を果たすことが求められている。

このため、本県議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、県民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、県民に開かれた議会運営、議会の機能の強化及び議会改革に努め、地方自治の確立に向けて取り組むことを決意し、議会における最高規範として、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、奈良県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにし、奈良県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が県民の信託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　議会は、県民を代表する機関として、その機能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立を目指すものとする。

２　議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努めるものとする。

３　議会は、地方自治を取り巻く環境その他の社会情勢が変化する状況の中にあって、常に県民の信託にこたえられるよう、議会改革を推進するものとする。

第二章　議員の責務及び役割

（議員の責務）

第三条　議員は、県民の代表として、県民の信託にこたえるため、県政の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させる責務を有する。

（議員の役割）

第四条　議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

一　県政の課題について、県民の意見を聴き、及び調査研究を行うこと。

二　県政について、県民に説明すること。

三　本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。

２　議員は、前項各号に掲げる役割を担うために必要な資質の向上を図るため、不断の

研さんに努めるものとする。

（会派）

第五条　議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

２　会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題等に関して会派内及び会派相互間で積極的な討議に努めるものとする。

（政務調査費）

第六条　会派及び議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百条第十四項及び第十五項の規定に基づく政務調査費が議会の調査活動の基盤の充実を図る観点から議員の調査研究に資するため交付されるものであることを認識し、かつ、その責任を自覚して、政務調査費を適正に使用するとともに、その使途を明らかにしなければならない。

２　政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

（議員の政治倫理）

第七条　議員は、県民の信託を受けた代表であることを自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努めなければならない。

２　議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

第三章　議会運営の原則等

（議会運営の原則）

第八条　議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。

２　議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。

３　議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

４　常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

５　特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

（質問等の充実）

第九条　議員は、会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、第三条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとす

る。

2　議員は、質問等の論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3　審議又は審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた者は、議長又は委員長の許可を得て、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第四章　県民と議会との関係

（県民参加の推進）

第十条　議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

一　委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用すること。

二　請願及び陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。

三　県政の課題を把握するため、県民との意見交換の場等を設けること。

（広報活動の充実）

第十一条　議会は、多様な媒体を活用するほか、必要に応じて報告会を開催する等の方法により、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

2　議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

（会議等の公開等）

第十二条　議会は、議会の意思決定過程を県民に明らかにするため、会議等を原則として公開する。

2　議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3　議会は、奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）で定めるところにより議会に関する文書を公開するとともに、議会の保有する情報の提供に努めるものとする。

第五章　知事等と議会との関係

（知事等との関係の基本原則）

第十三条　議会は、二元代表制の一翼として、議会が議決権を有し、知事その他の執行

機関（以下「知事等」という。）が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の向上及び県勢の発展のために努めるものとする。

（監視及び評価）

第十四条　議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているか監視し、並びに知事等の事務の執行及び成果について評価するものとする。

（政策立案及び政策提言）

第十五条　議会は、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

第六章　議会の機能の強化

（議会の機能の強化）

第十六条　議会は、前二条に規定する議会の機能を強化するものとする。

（政策検討会議の設置）

第十七条　議会は、県政の課題に関して協議又は調整を行うため、議員で構成する政策検討会議を設置することができる。

２　政策検討会議は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

（専門的知見の活用）

第十八条　議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、法第百条の二の規定による専門的事項に係る調査の委託の制度を積極的に活用するものとする。

第七章　議会改革の推進

（議会改革の推進）

第十九条　議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

２　議会は、議会改革の推進に関する基本的事項について協議又は調整を行うため、議会改革推進会議を設置することができる。

（議員の定数及び選挙区）

第二十条　議会は、県民の意思を県政に的確に反映できるよう、議員の定数及び選挙区について、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第八章　議会事務局等

（議会事務局）

第二十一条　議会は、議会運営を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

２　議長は、職員の能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

（議会図書室）

第二十二条　議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第九章　補則

（他の条例との関係）

第二十三条　この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

（検討）

第二十四条　議会は、この条例の施行後、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。